# 梨県公

第千四百八十一号

木

六月三日

#### 目 次

告 示

平成十六年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度.....三八四 

公安委員会

土地改良区役員の退任及び就任......三八四

遊技機の型式の検定 

#### 告 示

## 山梨県告示第二百六十五号

のように保安林の指定を解除する。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次

平成十六年六月三日

本 栄

彦

解除に係る保安林の所在場所

四〇五三 北巨摩郡大泉村西井出字石堂八二四〇の八六〇、八二四〇の二〇七九、八二四〇の

Ξ

指定理由の消滅

Щ

梨 県

公

報

第千四百八十一号

平成十六年六月三日

山梨県知事 Щ

二 保安林として指定された目的

風害の防備

解除の理由

山梨県告示第二百六十六号

平成十六年

日 六年三月十六日をもって完了した。 県営土地改良事業 ( 江原地区畑地帯総合整備事業 ( 緊急整備型 ) ) の工事は、

平成十六年六月三日

曜

山梨県知事 Щ 本

栄

彦

平成十

### 山梨県告示第二百六十七号

県営土地改良事業 (田富南部地区経営体育成基盤整備事業)の工事は、 平成十六年三

月二十六日をもって完了した。

平成十六年六月三日

山梨県知事

Щ

本

栄

彦

山梨県告示第二百六十八号

県営土地改良事業 (富士川西部地区農村地域活性化農道整備事業 (ふるさと農道))

の工事は、平成十六年三月二十四日をもって完了した。

平成十六年六月三日

山梨県知事

Щ 本

栄

彦

山梨県告示第二百六十九号

県営土地改良事業 (釜無川右岸地区畑地帯総合整備事業 (担い手支援型))の工事は、

平成十六年三月二十五日をもって完了した。

平成十六年六月三日

山梨県知事

Щ 本 栄

彦

#### 告

公

• 公聴会の実施

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成十四年法律第八十八号) 第二十八条

第六項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。 平成十六年六月三日

開催日時

山梨県知事 Щ 本

栄

彦

平成十六年六月二十五日 (金)午前十時

開催場所

南巨摩郡鰍沢町七七一番地二 山梨県南巨摩合同庁舎二階A会議室

Ξ 聴こうとする案件

鳥獣保護区の指定について

兀 公聴会に関する問い合わせ先

電話〇五五六 二二 南巨摩郡鰍沢町七七一番地二 八 五 ] 山梨県峡南地域振興局林務環境部森づくり推進課 (

•

公聴会の実施

第四項において読み替えて準用する第二十八条第六項の規定により、次のとおり公聴会 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十九条

平成十六年六月三日

を開催する。

山梨県知事 Щ 本 栄

彦

大菩薩特別保護地区

開催日時 平成十六年七月十三日 (火)午後一時三十分

塩山市上塩後一二三九番地一

2

開催場所

1

3

聴こうとする案件 山梨県東山梨合同庁舎三階三〇二会議室

公聴会に関する問い合わせ先

大菩薩特別保護地区の指定について

4

塩山市上塩後一二三九番地一(山梨県峡東地域振興局林務環境部森づくり推進課

(電話〇五五三 二〇 二七二一)

白鳳特別保護地区

1 開催日時

平成十六年六月二十九日 (火)午前十時三十分

2 開催場所

甲府市丸の内一丁目八番五号 県民情報プラザ二階会議室

聴こうとする案件

3

白鳳特別保護地区の指定について

公聴会に関する問い合わせ先

4 甲府市住吉一丁目八番一号 山梨県峡中地域振興局林務環境部森づくり推進課 (

電話〇五五 二三三 八一四三)

平成十六年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度

•

平成十六年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法 (昭和二十六年法律 第二百四十九号) 第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、次の 森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、

とおり公表する。

平成十六年六月三日

山梨県知事

Щ

本

栄

彦

相模川上流土砂流出防備保安林 国際川上流土砂流出防備保安林 相模川中流水源かん養保安林 相模川中流水源かん養保安林 相模川中流水源かん養保安林 相模川中流水源かん養保安林 相模川中流水源かん養保安林 相模川中流水源かん養保安林 相模川上流土砂流出防備保安林 基崎地区水源かん養保安林 基崎地区水源かん養保安林 基崎地区水源かん養保安林 基崎地区水源かん養保安林 基崎地区水源かん養保安林 基崎地区水源かん養保安林 基崎地区水源かん養保安林 本 基崎地区水源かん養保安林 本 基崎地区水源かん養保安林 本 基崎地区水源かん養保安林 本 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	同一の単位とされ
	る
	保
	安
	林
	皆
	伐
	面
<ul><li>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	積
^^^^^^	の
) j j j j j j j j j j j j j j j j j j j	限
	度

• 土地改良区役員の退任及び就任

使川右岸土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、 御勅

平成十六年六月三日

山梨県知事

Щ 本 栄

彦

退 任

理	役職名
事	名
米山	氏
尚武	名
南アルプァ	住
<市飯野新田六○九番地	所
平成十六	退
十六	任
生三	年
므	月
一日	日

山 梨 県 公 報 第千四百八十一号 平成十六年六月三日

を

兀

七三

県道甲

甲

府市大津町

、〇八

車

両

車両進行

南甲

平成

六年四

\_ 役職名 同 理 同 就 事 任 市川 浅利 市川 氏 俊文 英典 名 広 同 同 番地南アルプス市飯野新田七九五 住 築山二 築山六九四番地 一八六番地 所 平成十六年四月 同 同 就 任 年 日日 月 日

四七四

北巨摩郡高根町長沢一

車両

北から南

長坂

平成一六年六

へ終日

告示第三七号

外部道 回区路 り間南

南側) まで (二八〇メ

梨 (中府環新道玉 状山線穂

一番地先(内田総業内) 一番地先・「大田総業内) 一番地先・「大田総業・一六 気機・北側の市道との丁気機・北側の市道との丁

東から西

府

告示第二

号

園の町 線森道 公花

### 公安委員会

# 山梨県公安委員会告示第三十七号

委員会規則第七号)第四条の規定により告示する。日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則(昭和三十五年山梨県公安員会告示第十六号)の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制(昭和四十九年山梨県公安委

平成十六年六月三日

山梨県公安委員会

委員長 鶴 田 美

枝

別表第四中

四七三 部道梨(中府 区路環新道玉 間南状山線穂 外回り 南側)まで(二八〇メ 摩郡玉穂町極楽寺一六 字路交差点)から中巨気㈱北側の市道との丁 甲府市大津町一、〇八 八番地の三先 (日本電 番地先 ( 内田総業侑 車 南 へ 東 車 が ら 西 行 南甲 府 告示第二二 平成一六年四 号

に改める。

別表第六中

四七〇 市道上 甲府市寿町三番一六 北進す 七時か 甲府 平成一六年四月 四七〇 市道上 甲府市寿町三番一六 北進す 七時か 甲府 平成一六年四月

を 四七一 四七〇 路計(寿阿市) 画都町原道 道市線町上 四国一道号— 믕 道花の森公園線との(国道一四一号と町(国道一四一号と町十二年) 号先 ( 飯島産業東側甲府市寿町三番一六 Y字路交差点] る 車 車 す る 車 両 す 終日 時 こ 時 二 の か 長坂 甲 府 平成一六年六月 平成一六年四月 告示第二二号 告示第三七号

三八五

梨 県 公 報 第千四百八十一号 平成十六年六月三日

Щ

「を を に改める。 に改める 別表第十四中 別表第十中 0 0 <del>Į</del> <del>五</del> 五 \_ 六  $\subseteq$ 梨 ( 豊 環 新 富 状 山 線 (新山線 崎県 櫛道 形韮 兀 崎県 櫛道 形韮 道路・ こへの プスI 南アル 三 国 九 道 号 一 線ル府県 プ南道 スア甲 三 国 九 道 号 一 二、三六三番地先南アルプス市寺部 二、三六三番地先南アルプス市寺部 金所)までの両側 南アルプスIC料 六四六番地二先( 南アルプス市吉田 入口交差点)から 入口交差点) から (南アルプスIC 南アルプスIC 先(桂高架橋下) 南都留郡西桂町小沼八八五番地 先(桂高架橋下)南都留郡西桂町小沼八八五番地 五二番地先(シムラ産業㈱前)中巨摩郡竜王町富竹新田二、一 四〇 四〇 け車 をん両 除引へ け車 をん両 除引へ 南甲 都留 都留 府  $\equiv$  $\equiv$ 告示第二二号四月 八平日成 告示第三七号 告示第二二号 原 小 笠 原 小 笠 告五 示日 第 年三月| 〇告 号示第 年三月| 五日 平成一六 六年四月 平成一六 に改める。 別表第十六中 公五  $\subseteq$ \_ \_ \_ Ó 六 六 六 八〇三 線き野県 る原道 野あ上 線き野県 る原道 野あ上 園の町 線森道 公花 部 流 C 出 へ 入 の プ 南 道 梨 ス ア 路 環 I ル ・ 状 方 内 線 四 車場)まで 長沢七三三番地一 長沢七三三番地一 た(花の森公園駐 語)から沢橋南柳原一、〇三九番柳原一、〇三九番町郡上野原町 一先(国道一四一沢一、五五〇番地上摩郡高根町長 渡橋北詰)までの四九六番地先(保上野原町棡原六、 南アルプスIC料 六四六番地二先( 金所)までの両側 南アルプス市吉田 までの両側 (から沢橋南詰) 一先 ( 町有地南側・東進車両)南都留郡西桂町小沼八八八番地 <del>\_</del> <u>\_</u>00 八00 け車 をん両 除引へ け原車 ん付両 を引・( 除く。 車 南 都留 <u>-</u> Ξ 兀  $\overline{\bigcirc}$ 八平日成一 告示第二二号 上野 上野 長坂 原 原 七号示第三 日年平成月六 七号示第三 日年平成月六 七号示第三 日年六月三 号 六年四月 平成一六

山 梨 県 公 報 第千四百八十一号 平成十六年六月三日

規定により公示する。 四号) 第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めたので、同規則第九条第一項の 技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則 (昭和六十年国家公安委員会規則第 第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊 を に改める。 なお、検定の有効期間は、 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号) 申請者氏名又は名称及び住所 Ó Ó Ó 平成十六年六月三日 遊技機の型式の検定 Ó 八〇六 八〇五 八〇四 八〇三 園の町線森道公花 東道央町 支万道線オ側中 東道央町 支万道道 線才側中 方内線四 との交差部・南進車両) 一先 ( 町道と花の森公園駐車場北巨摩郡高根町長沢七三三番地 進車両) 五九番地先 (名取住宅北側・西中巨摩郡竜王町富竹新田二、一 ・東進車両) 五二番地先 (シムラ産業㈱南側中巨摩郡竜王町富竹新田二、一 一先 ( 町有地南側・東進車両)南都留郡西桂町小沼八八八番地 平成十九年六月二日までとする。 及び区分 別 区分 型 山梨県公安委員会 式 委 員 型 の 長 式 名 概 鶴 長坂 南甲府 南甲府 都 業は製 留 者輸造 要 田 名入又 三日平成一六年六月 三日平成一六年六月 三日平成一六年六月 八日 平成一六年四月 告示第三七号 告示第三七号 告示第二二号 告示第三七号 検 美 定 番 枝 号 ロノソフまじ会士

町三丁目一二番地愛知県名古屋市中村区長戸井役 永野裕豊	五番一二号 東京都千代田区東神田二丁目東京都千代田区東神田二丁目 大 代表取締役 サーラートテーター カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カ	八五番地の二 三重県松阪市中万町鐘突ニー 役 岡崎安弘 代表取締 岡崎産業株式会社 代表取締	二五番地 二五番地 一番 一番地 一番	二五番地 二五番地 一年 エレック株式会社 タイヨーエレック株式会社	二五番地 二五番地 一大表取締役 佐藤英理子 代表取締役 佐藤英理子
動役物 第一種特別電 第二種 別第二条 別 別	五) 二号(別表第回胴式遊技機	五) 二号 ( 別表第 規則第六条第 回胴式遊技機	動役物 第二) 第二) (別表 明第六条第 (別表	動役物 第一種特別電 第二人 (別表別第六条第 (別表	動役物 第一種特別電 第二種特別電 の 別表 の 別表 の 別表 の 別表 の 別表 の 別表 の の の の の
伝 C 説 M 動 王	ノキ ホシシ 2ン	ウラクド	S 形 C く R ん 新 S 銭	形 C く R ん 新 銭	形 C く R ん 新 R 銭
株豊 式産業 社業	ジークリス アリス ブロトト 社	株式会社	株 エレッタイヨー 社 ク	株 エレッタイヨー 社 ク	株 エレッ 会 社 ク
四〇〇二三五	三四〇六七四	四四〇一六九	四〇〇二六四	四〇〇二二二	四〇〇一八六

		六 群 毒 株	番車	₹ 役 株	<u>=</u> ½	愛役京	田丁 葱	愛役豊	町愛	愛役 豊
六〇番地 群馬県桐生市境野町六丁目四 毒島秀行 株式会社三共 代表取締役		六○番地 群馬県桐生市境野町六丁目四 毒島秀行 株式会社三共 代表取締役	番一〇号	東京のを浴させない。 日後の 寛田久治 ののできる 代表 代表 できません できまる はいい かいしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう	三丁目二〇番八号	爱山景名古屋市中川区是役 榎本宏京楽産業株式会社 代表	(三丁目一二番地)	爱印景名古屋市中村区景三井役 永野裕豊 男在業株式会社 代表取締	5年,他是一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个	受加具名占置方中村区最早井役 永野裕豊 東産業株式会社 代表取締
目役四			<u>=</u> ;	代表取品締		代表取締	ļ ļ	取 締	j j	取解
一号イ (別表規則第六条第機	動役物料別	第二 第二 第二) 一号イ(別表 規則第六条第 機	五)	規則第六条第回胴式遊技機	動役物第一種特別電第二)		動役物第一種特別電第二人別表	見判第六条第一機	動役物第一種特別電第二)	見り にいる 関 はちんこ 遊技
竺 J C J X 天 X 天		竺 J C J X 天 天		ー 夏祭り	1 / 5 N F	くん いこドカ れた れた		伝 説 K 駒 王		伝 C R S 駒王
三共株式会社		三 株 共 会社		ビスティ 大式会社		株 式 会 社 社		株式会 会 社		株式会社業
四〇〇三〇九		四〇〇二九三		中国国国国国		四〇〇一九一		四〇〇二五七		四001三七
九 ————————————————————————————————————		五		t		九		七		七
1 惡 /	ケ <del>k</del> 生	丁妥须	ı 🙀		丁 妥 仏 椈		丁妥公由		→	_
中美濃町二丁目	竹勺E専 代表取締役	心	受 到才計算 代表取締 奥村遊機株式会社 代表取締		丁目二番一八号愛知県名古屋市昭和区鶴舞二役 奥村昌美奥村遊機株式会社 代表取締		丁目二番一八号愛知県名古屋市昭和区鶴舞二役(奥村昌美)の機株式会社(代表取締奥村遊機株式会社)代表取締		六〇番地群馬県桐生市境野町六丁目四群島秀行 代表取締役	
第一種特別電 規則第六条第	機ぱちんこ遊技	動役物第一種特別電外側第二)	<b>ぱちんこ遊技</b>	動役物第一種特別電	規則第六条第 機 に が に が と が と が と が と が と が と が と が と が	動役物第一種特別電	第二分 一号イ (別表規則第六条第 機 にある である である である はちんこ遊技	動役物第一種特別電	第二プ 一号イ (別表規則第六条第 機 におんこ遊技	動役物 第一種特別電
ラーフ 3 ケグ ストス	スターナン	C = 2 \\ 9 \\ F	コ C ツ R プ ロ H ボ		イコ C X パ R X I モ テナ		S コ C ッ R プロ E ボ		竺   C M バ R X   天 天	
	炸式 会社	杉 宝 会 衣	東村 受村 遊機		株式 会 社 機		株式会 社 機		三共朱式会社	
	四〇〇一五八		四00111		四〇〇二三九		四〇〇二六七		より!!!00国	
	八		四		九		t		七	

発行者 山 梨 県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 ㈱サンニチ印刷	
即 甲府市北口二丁目六番	= 7 (